

鳥獣3計画の策定について

第13次大阪府鳥獣保護管理事業計画
 大阪府シカ第二種鳥獣管理計画（第5期）
 大阪府イノシシ第二種鳥獣管理計画（第4期）

計画の位置付け

- ◆現在、大阪府では人と野生鳥獣との適切な関係の構築及び生物多様性の保全を基本として野生鳥獣を適切に保護管理するため、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下「法」という。）に基づき、「第12次大阪府鳥獣保護管理事業計画」及び「大阪府シカ・イノシシ第二種鳥獣管理計画」を策定しています。（以下「鳥獣3計画」という。）
 現行の鳥獣3計画については、令和3年度末（令和4年3月31日）をもって計画期間が終了することから、環境省が定めた基本指針（令和3年10月変更予定）に即して、令和4年度以降の新たな鳥獣3計画を策定する必要があります。
- ◆計画期間：令和4年4月1日から令和9年3月31日まで（5年間）
- ◆策定内容：環境省が法に基づき策定する基本指針等に即して、野生生物部会等で審議

策定スケジュール(予定)

<令和3年>

- 5月21日 基本指針（素案）の提示（環境省）※1
- 8月27日 中央環境審議会 自然環境部会（答申）（環境省）※1
- 9月7日 第1回大阪府シカ・イノシシ保護管理検討会
- 9月28日 第1回大阪府環境審議会野生生物部会（諮問・審議）※2
- 9～10月 基本指針の告示（環境省）※1
- 10～11月上旬 第2回大阪府シカ・イノシシ保護管理検討会（基本指針の告示後）
- 11月下旬 第2回 大阪府環境審議会野生生物部会（審議）※2
 パブリックコメントの実施

<令和4年>

- 2月 第3回 大阪府環境審議会野生生物部会（審議・答申）※2
- 3月 計画公表、環境大臣報告、関係機関報告
- 4月 新計画に基づく対策の実施
- 6月 大阪府環境審議会への報告

※1 網かけ・下線について環境省が実施

※2 太字・下線について野生生物部会を実施

国

基本指針（根拠：鳥獣保護管理法第3条）
〈令和3年10月告示予定〉
・「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針」を環境大臣が策定

諮問
⇔
答申

中央環境審議会
自然環境部会
根拠：鳥獣保護管理法
第3条第3項



都道府県

鳥獣保護管理事業計画
（根拠：鳥獣保護管理法第4条）
・国の基本指針に即した鳥獣保護管理事業を実施するために都道府県知事が策定
【大阪府の策定計画】※R4年度策定
・第13次大阪府鳥獣保護管理事業計画

諮問
⇔
答申

大阪府環境審議会
野生生物部会
根拠：鳥獣保護管理法
第4項・第7条の2
第3項



第二種特定鳥獣管理計画
（根拠：鳥獣保護管理法第7条の2）
・鳥獣の管理を図るため特に必要がある場合に都道府県知事が策定
【大阪府の策定計画】※R4年度策定
・大阪府シカ第二種管理計画（第5期）
・大阪府イノシシ第二種管理計画（第4期）

諮問
⇔
答申

大阪府シカ・イノシシ
保護管理検討会
根拠：現行の基本指針
Ⅲ第6-9

検討
⇔
協議